公　告

県営土地改良事業鴻巣・行田地区（区画整理事業）の事業計画を変更するため、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８８条第１項の規定に基づき、当該事業の変更後の土地改良事業の計画の概要を下記のとおり公告します。

令和８年１１月１２日

埼玉県知事　大野　元裕

記

１　変更後の土地改良事業計画の概要
　別紙１のとおり

２　分担金等に関する事項
　別紙２のとおり

３　公告期間
　令和８年１１月１２日（木）から令和８年１１月１９日（木）まで